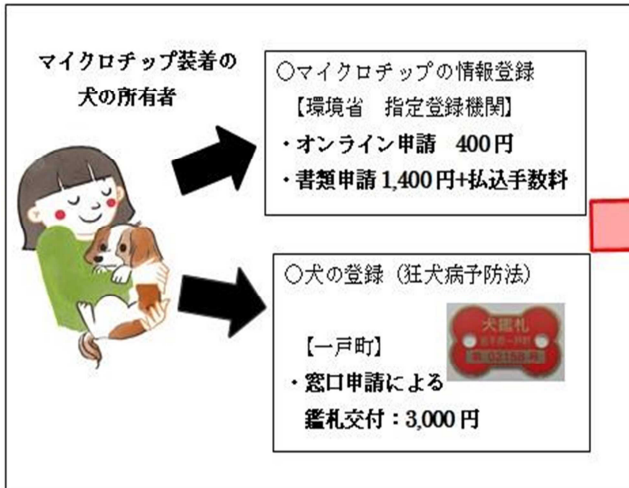


犬に関する手続きについて

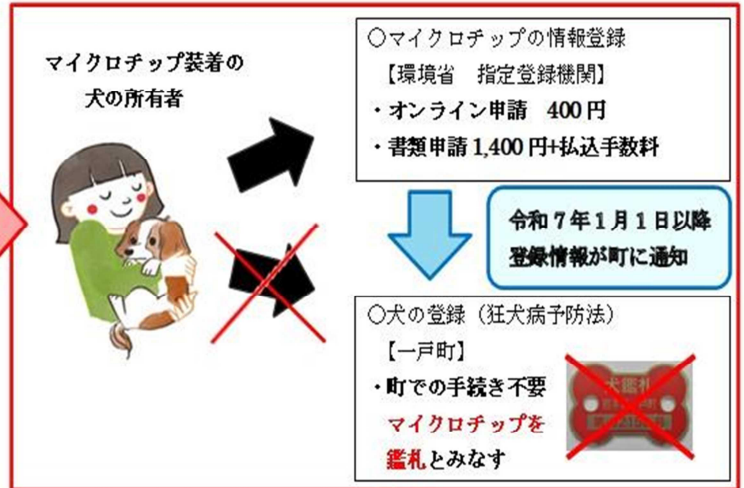
動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から、犬猫等販売業者（ブリーダーやペットショップ等）が取得した犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されました。これをうけて一戸町では、令和7年1月1日から、犬に装着されたマイクロチップを町から交付された鑑札とみなす狂犬病予防法の特例制度に参加します。

これにより、令和7年1月1日以降の、飼い主の方の必要な手続きが次のとおり変わります。

◆これまでの登録手続き◆



◆特例制度参加後◆



【手続き一覧】 マイクロチップ・・・MC

	MCの有り・無し	届出先	届出の内容
犬を飼うとき	有り	環境省 指定登録機関	所有者情報の変更登録※1
	無し	町（町民課、各地区センター）	登録申請（鑑札交付）
飼い犬に新しく MC を装着したとき	有り	環境省 指定登録機関	所有者情報の新規登録※1
		町（町民課、各地区センター）	鑑札の返却
住所等の登録情報が変わったとき	有り	環境省 指定登録機関	所有者情報の変更登録※1
	無し	町（町民課、各地区センター） 【転出の場合】 新しい飼い主・新住所の 市町村担当窓口※2	所有者情報の変更登録 該当項目に関する 登録内容の変更
犬が死亡したとき または MC を取り 外したとき※3	有り	環境省 指定登録機関	死亡の届出※1
	無し	町（町民課、各地区センター）	死亡の届出

※1 環境省 指定登録機関 以外（AIPO 等）の登録は除きます。

また、犬が90日齢未満の場合、91日齢になった日に町に登録されます。

※2 町外への転出の場合は、転出先の市町村窓口にて、手続きが必要な場合があります。

※3 病気などによって鑑札の代わりとなった MC を取り外した場合には、町に届出をしてください。

【お問い合わせ先】

○環境省指定登録機関：環境省データベース「犬と猫のマイクロチップの情報登録」

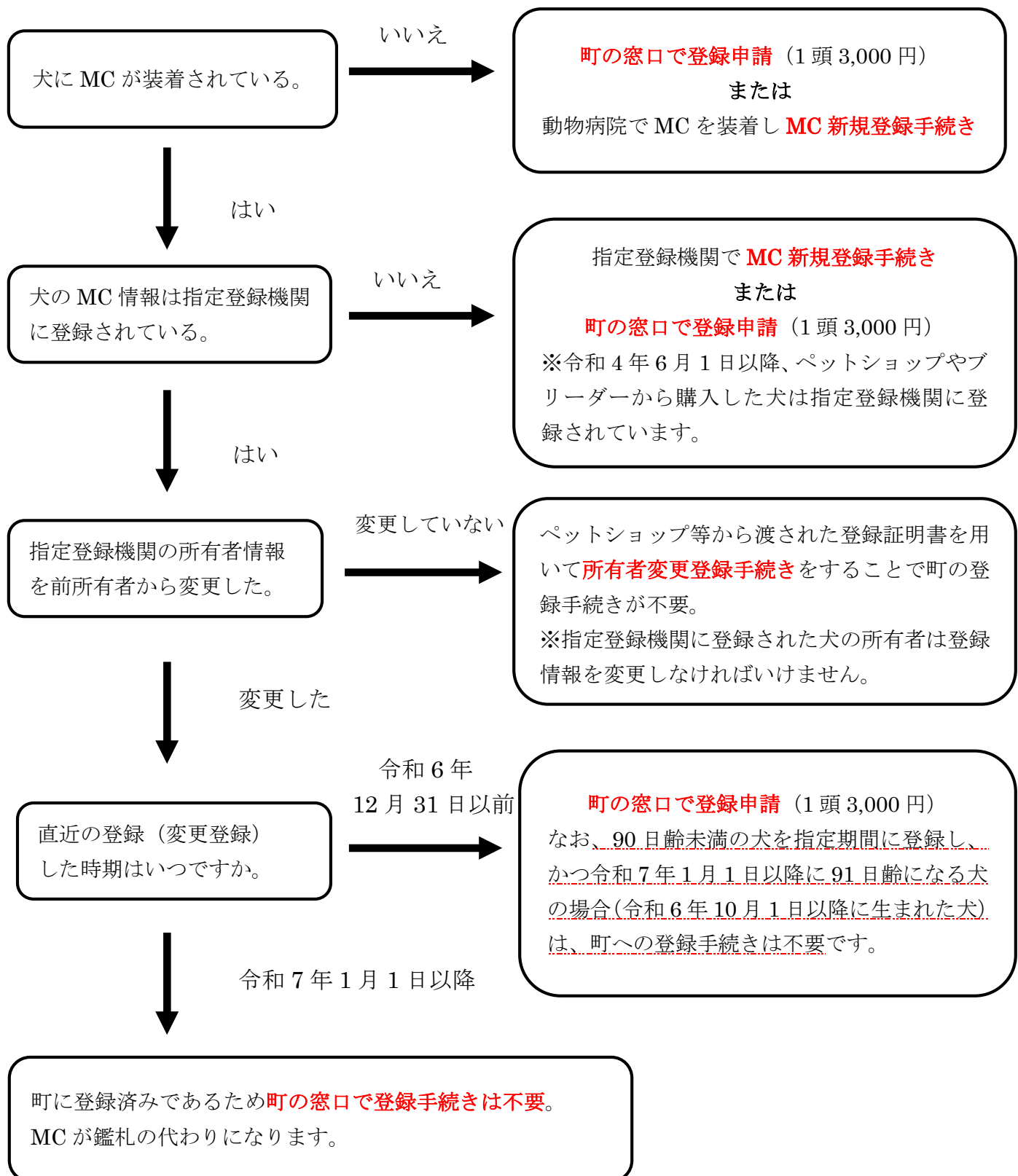
<https://reg.mc.env.go.jp/>

○一戸町：町民課生活環境係（直通電話 0195-33-4858）



◆マイクロチップ装着犬の登録手続き確認フローチャート◆

※MC：マイクロチップ



※犬が 90 日齢未満の場合、91 日齢になった日に、町に登録されます。